

※ ★マークの手続きは、事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用された場合に、原則手続き窓口へ行くことなく、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了する手続きです。

障 害 の あ る 方

A 心身障害者医療費受給者証の返却

心身障害者医療費受給者証を持っていた方が亡くなられた場合に、受給者証を返却する手続きです。	 <u>手続きできる人</u> 相続人
 <u>お持ちいただくもの</u> ☐ 心身障害者医療費受給者証 ☐ 戸籍謄本等（亡くなられた方と相続人代表者の関係が分かるもの） ☐ 相続人の口座番号確認書類 ☐ 遺言公正証書等がある方はその書類 ※ 公証人役場が作成した「遺言公正証書」や「自筆証書遺言」で裁判所の検認済証明書が添付されたもの等、公的に認められているものに限る。 ※ この他にも書類が必要となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	 <u>手続きの期限</u> すみやかに
	 <u>手続き窓口</u> 各区役所・宮城総合支所・・・障害高齢課 秋保総合支所・・・・・・・保健福祉課

B 心身障害者医療費助成の受給者変更

20歳未満の心身障害者医療費助成対象者の保護者が亡くなられた場合、受給者を他の保護者の方へ変更する手続きです。	 <u>手続きできる人</u> 新たに受給者となる方
 <u>お持ちいただくもの</u> ☐ 心身障害者医療費受給者証 ☐ 障害者本人の各種健康保険の加入状況が確認できるもの（資格確認書や資格情報のお知らせ等） ☐ 新たに受給者となる方の口座番号確認書類 ※ この他にも書類が必要となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	 <u>手続きの期限</u> すみやかに
	 <u>手続き窓口</u> 各区役所・宮城総合支所・・・障害高齢課 秋保総合支所・・・・・・・保健福祉課

C 身体障害者手帳の返却 ★

身体障害者手帳を持っていた方が亡くなられた場合に、手帳を返却する手続きです。	 <u>手続きできる人</u> 親族等
 <u>お持ちいただくもの</u> ☐ 身体障害者手帳	 <u>手続きの期限</u> すみやかに
	 <u>手続き窓口</u> 各区役所・宮城総合支所・・・障害高齢課 秋保総合支所・・・・・・・保健福祉課

※ ★マークの手続きは、事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用された場合に、原則
手続き窓口へ行くことなく、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了する手続きです。

障害のある方

A 療育手帳の返却 ★

療育手帳を持っていた方が亡くなられた場合に、手帳を返却する手続きです。

 手続きできる人

親族等

 手続きの期限

すみやかに

 お持ちいただくもの

☐ 療育手帳

 手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・障害高齢課
秋保総合支所……………保健福祉課

B 精神障害者保健福祉手帳の返却 ★

精神障害者保健福祉手帳を持っていた方が亡くなられた場合に、手帳を返却する手続きです。

 手続きできる人

親族等

 手続きの期限

すみやかに

 お持ちいただくもの

☐ 精神障害者保健福祉手帳

 手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・障害高齢課
秋保総合支所……………保健福祉課

C 自立支援医療受給者証（更生医療または精神通院医療）の返却 ★

自立支援医療受給者証（更生医療または精神通院医療）を持っていた方が亡くなられた場合に、受給者証を返却する手続きです。

 手続きできる人

親族等

 手続きの期限

なし

 お持ちいただくもの

☐ 自立支援医療受給者証（更生医療または精神通院医療）

 手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・障害高齢課
秋保総合支所……………保健福祉課

D 特定医療費（指定難病）受給者証・登録者証（指定難病）の返却 ★

特定医療費（指定難病）受給者証または登録者証（指定難病）を持っていた方が亡くなられた場合に、受給者証・登録者証を返却する手続きです。
※受給者証は医療費の精算終了後に返却していただきます。

 手続きできる人

親族等

 手続きの期限

すみやかに

 お持ちいただくもの

☐ 特定医療費（指定難病）受給者証
☐ 登録者証（指定難病）

※紙の登録者証が発行されていない場合は不要です。

 手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・障害高齢課
秋保総合支所……………保健福祉課

※ ★マークの手続きは、事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用された場合に、原則
手続き窓口へ行くことなく、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了する手続きです。

障害のある方

A 身体障害者手帳の記載事項変更

身体障害者手帳に記載されている保護者が亡くなられた場合に、保護者氏名を変更する手続きです。	 <u>手続きできる人</u> 新たに保護者となる方
	 <u>手続きの期限</u> すみやかに
 <u>お持ちいただくもの</u> ☐ 身体障害者手帳 ☐ 本人確認書類	 <u>手続き窓口</u> 各区役所・宮城総合支所・・・障害高齢課 秋保総合支所・・・・・・・保健福祉課

B 療育手帳の記載事項変更

療育手帳に記載されている保護者が亡くなられた場合に、保護者氏名を変更する手続きです。	 <u>手続きできる人</u> 新たに保護者となる方
	 <u>手続きの期限</u> すみやかに
 <u>お持ちいただくもの</u> ☐ 療育手帳 ☐ 本人確認書類	 <u>手続き窓口</u> 各区役所・宮城総合支所・・・障害高齢課 秋保総合支所・・・・・・・保健福祉課

C 各種手当の資格喪失

次のいずれかの手当を受けていた方が亡くなられた場合の資格喪失の手続きです。 ・ 特別障害者手当 ・ 障害児福祉手当 ・ 経過的福祉手当 未支払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受け取ることができます。	 <u>手続きできる人</u> 相続人
	 <u>手続きの期限（亡くなられてから）</u> 14日以内
	 <u>手続き窓口</u> 各区役所・宮城総合支所・・・障害高齢課
 <u>お持ちいただくもの</u> ☐ 口座番号確認書類 （本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者のもの）	
※ この他にも書類が必要となる場合があります。 詳しくはお問い合わせください。	

障害のある方

心身障害者扶養共済制度

※ ★マークの手続きは、事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用された場合に、原則
手続き窓口へ行くことなく、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了する手続きです。

障害のある方

A 心身障害者扶養共済制度の弔慰金請求

心身障害者扶養共済制度の年金を受ける前に障害者が亡くなられた場合、加入者に一時金として弔慰金が支給されます。

※加入期間が1年未満の場合は支給されません。

 手続きできる人

加入者

 手続きの期限

なし

 手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・障害高齢課
秋保総合支所……………保健福祉課

 お持ちいただくもの

- ☐ 加入者の住民票の写し
- ☐ 住民票の除票の写し（亡くなられた方のもの）
- ☐ 口座番号確認書類

B 心身障害者扶養共済制度の年金給付請求

心身障害者扶養共済制度に加入していた方が亡くなられた場合に、その月から年金が支給されます。

 手続きできる人

年金受給権者、年金管理者

 手続きの期限

なし

 手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・障害高齢課
秋保総合支所……………保健福祉課

 お持ちいただくもの

- ☐ 加入者の死亡診断書
- ☐ 住民票の除票の写し（亡くなられた方のもの）
- ☐ 住民票の写しまたは戸籍抄本（障害のある方および年金管理者のもの）
- ☐ 口座番号確認書類（障害のある方または年金管理者のもの）

C 心身障害者扶養共済制度の年金受給権者死亡の届出

心身障害者扶養共済制度の年金を受給していた方が亡くなられた場合の手続きです。

 手続きできる人

年金管理者、親族等

 手続きの期限

すみやかに

 お持ちいただくもの

- ☐ 住民票の除票の写し（亡くなられた方が県外在住の場合）

 手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・障害高齢課
秋保総合支所……………保健福祉課

※ ★マークの手続きは、事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用された場合に、原則
手続き窓口へ行くことなく、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了する手続きです。

福祉タクシー

障害福祉サービス

障害のある方

自家用燃料費助成券

ふれあい乗車証

障害のある方

A 各種障害福祉サービス（通所・障害者ホームヘルプサービス・配食等）の停止 ★

各種障害福祉サービス（通所・障害者ホームヘルプサービス・配食等）を利用していた方が亡くなられた場合は、各種サービスの停止の手続きが必要です。	 <u>手続きできる人</u> 親族等
	 <u>手続きの期限</u> すみやかに
 <u>お持ちいただくもの</u> ☐ 各種障害福祉サービス受給者証	 <u>手続き窓口</u> 各区役所・宮城総合支所・障害高齢課

B ふれあい乗車証・福祉タクシー利用券・自家用車燃料費助成券の返却

ふれあい乗車証・福祉タクシー利用券・自家用車燃料費助成券を使用していた方が亡くなられた場合の返却手続きです。	 <u>手続きできる人</u> 親族、相続人等
 <u>お持ちいただくもの</u> [次のうち使用していたもの] ☐ ふれあい乗車証 ☐ 福祉タクシー利用券 ☐ 自家用車燃料費助成券	 <u>手続きの期限</u> すみやかに
	 <u>手続き窓口</u> 各区役所・宮城総合支所・障害高齢課 秋保総合支所……………保健福祉課

ハンドブックについて

区役所総合支所での手続き一覧（チェックリスト）

区役所総合支所での手続き【障害のある方】

区役所総合支所以外での主な手続き

法定相続情報証明制度について

不動産を相続された方へ

委任状に関するご案内

よくあるご質問

お問い合わせ先

主な相談窓口一覧

高 齢 者

A 敬老乗車証の返却

敬老乗車証を持っていた方が亡くなられた場合、乗車証の返却とあわせて、カード残額の負担金額に応じた払い戻しを受けることができます。

 手続きできる人
相続人

お持ちいただくもの

- ☐ 敬老乗車証
- [払い戻しを希望の場合]
- ☐ 相続人の振込先銀行口座の通帳
- ☐ 相続人であることを証明する書類（戸籍謄本等）
- ☐ 遺言公正証書等がある方はその書類
- ※ 公証人役場が作成した「遺言公正証書」や「自筆証書遺言」で裁判所の検認済証明書が添付されたもの等、公的に認められているものに限る。
- ☐ 委任状（相続人と来庁者が違う場合）

※ 世帯の状況によって必要となる書類が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

 手続きの期限
すみやかに

 手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・障害高齢課
秋保総合支所……………保健福祉課

B 各種高齢者保健福祉サービス（緊急通報システム・食の自立等）の停止 ★（一部）

各種高齢者保健福祉サービス（緊急通報システム・食の自立等）を利用していた方が亡くなられた場合の、各種サービスの停止手続きです。

 手続きできる人
親族、担当ケアマネジャー、
地域包括支援センター

 手続きの期限

※ 各種サービスにより異なります。

お持ちいただくもの

※ 各種サービスにより異なります。

※ 詳しくはお問い合わせください。

 手続き窓口

各区役所・宮城総合支所・障害高齢課
秋保総合支所……………保健福祉課

※ ★マークの手続きは、事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用された場合に、原則
手続き窓口へ行くことなく、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了する手続きです。

介護

A 介護保険被保険者証の返却 ★

介護保険被保険者証を持っていた方が亡くなられた場合、被保険者証を返却していただきます。	 <u>手続きできる人</u> 親族
	 <u>手続きの期限（亡くなられてから）</u> 14日以内
 <u>お持ちいただくもの</u> ☐ 介護保険被保険者証	 <u>手続き窓口</u> 各区役所……………介護保険課 宮城総合支所……………障害高齢課 秋保総合支所……………保健福祉課

B 介護保険の各種証の返却 ★

介護保険の次のいずれかの証を持っていた方が亡くなられた場合、各種証を返却していただきます。 ・負担割合証 ・負担限度額認定証 ・社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証	 <u>手続きできる人</u> 親族
	 <u>手続きの期限（亡くなられてから）</u> 14日以内
 <u>お持ちいただくもの</u> [次のうち交付を受けていたもの] ☐ 負担割合証 ☐ 負担限度額認定証 ☐ 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証	 <u>手続き窓口</u> 各区役所……………介護保険課 宮城総合支所……………障害高齢課 秋保総合支所……………保健福祉課

介護

A 保険料振替口座の変更 ★ (一部)

亡くなられた方名義の口座から、他の方の介護保険料を振り替えていた場合は、振替口座を変更する必要があります。

手続き方法は、ペイジー口座振替受付サービス（ペイジー※）による申込、または、依頼書による申込のいずれかの方法が選べます。
（依頼書による申込は、金融機関窓口でも受け付けています。）

※ペイジーとは、区役所の窓口でキャッシュカードを使って簡単に口座振替の申込ができるサービスです。
サービス対象金融機関は、七十七銀行、仙台銀行、杜の都信用金庫、ゆうちょ銀行です。

なお、窓口へ出向く必要がないインターネットからの申込も可能です。詳しくは仙台市ホームページ「仙台市Web口座振替受付サービス」をご覧ください。

手続きできる人

（ペイジーによる申込）
口座名義人
（依頼書による申込）
親族等

お持ちいただくもの

- （ペイジーによる申込）
- ☐ 介護保険被保険者番号が分かるもの
（被保険者証、保険料の納入通知書、領収書等）
 - ☐ 対象金融機関のキャッシュカード（来庁者本人の口座に限る）
- （依頼書による申込）
- ☐ 介護保険被保険者番号が分かるもの
（被保険者証、保険料の納入通知書、領収書等）
 - ☐ 通帳
 - ☐ 通帳のお届け印

手続きの期限

すみやかに

手続き窓口

各区役所……………介護保険課
宮城総合支所……………障害高齢課
秋保総合支所……………保健福祉課

B 保険料の納付

亡くなられた方の介護保険料の納付が済んでいない場合には、納付が必要です。

※ 保険料が還付となる場合は、資格喪失手続きの翌月以降に、還付手続きに関する通知をお送りします。

お持ちいただくもの

- ☐ 本人確認書類

手続きできる人

親族

手続きの期限

すみやかに

手続き窓口

各区役所……………介護保険課
宮城総合支所……………障害高齢課
秋保総合支所……………保健福祉課

※ ★マークの手続きは、事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用された場合に、原則
手続き窓口へ行くことなく、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了する手続きです。

介 護

A 送付先の設定 ★

65歳以上もしくは介護保険被保険者証を持っていた方で、他に同居の家族がない場合に、介護保険料の精算に関する書類等を被保険者以外の住所、あて名に送付するための手続きです。	 <u>手続きできる人</u> 親族
	 <u>手続きの期限</u> すみやかに
 <u>お持ちいただくもの</u> ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 本人確認書類	 <u>手続き窓口</u> 各区役所……………介護保険課 宮城総合支所……………障害高齢課 秋保総合支所……………保健福祉課

B 高額介護サービス費の支給申請・振込口座の変更

介護保険サービスの自己負担額が一定の上限額を超える場合、高額介護サービス費を相続人の方に支給します。 また、亡くなられた方が、以前から高額介護サービス費の支給を受けていた場合は、相続人の方に振込先を変更していただきます。	 <u>手続きできる人</u> 相続人
	 <u>手続きの期限</u> 2年以内
 <u>お持ちいただくもの</u> ☐ 相続人の口座番号確認書類（通帳等） ☐ 相続人の印鑑（スタンプ印不可）（申請者と異なる方の口座に振り込む場合） ☐ 戸籍謄本等（亡くなられた方と相続人代表者の関係が分かるもの） ☐ 遺言公正証書等がある方はその書類 ※ 公証人役場が作成した「遺言公正証書」や「自筆証書遺言」で裁判所の検認済証明書が添付されたもの等、公的に認められているものに限る。 ☐ 本人確認書類 ※ 世帯の状況によって必要となる書類が異なる場合があります。 詳しくはお問い合わせください。	 <u>手続き窓口</u> 各区役所……………介護保険課 宮城総合支所……………障害高齢課 秋保総合支所……………保健福祉課

※ ★マークの手続きは、事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用された場合に、原則
手続き窓口へ行くことなく、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了する手続きです。

そ の 他

A 原付バイク・小型特殊自動車の廃車・名義変更

原付バイク（125cc以下）または小型特殊自動車の所有者
が亡くなられた場合は、廃車手続きまたは名義変更（相続）の
手続きが必要です。

 手続きできる人

相続人



お持ちいただくもの

- ☐ 標識交付証明書
- ☐ ナンバープレート（同一区内の方へ名義変更する場合は不要）
- ☐ 戸籍謄本・除籍謄本等（亡くなられた方と相続人の関係が分かるもの）
- ☐ 本人確認書類

[相続人が市外在住で代理人が申告する場合]

上記のほか

- ☐ 相続人の住民票の写し



手続きの期限（亡くなられてから）

15日以内



手続き窓口

各区役所……………税務会計課
宮城総合支所……………税務住民課
秋保総合支所……………総務課

B 市税の納付

市税の納税義務者が亡くなられた場合、相続人に納税義務が
引き継がれます。それぞれの納期限までに納付いただく必要があり
ます。

 手続きできる人

同一世帯員、相続人



手続きの期限

納期限まで



手続き窓口

各区役所……………税務会計課
宮城総合支所……………税務住民課
秋保総合支所……………総務課



お持ちいただくもの

- ☐ 納付書

[納付書をお持ちでない場合]

- ☐ 戸籍謄本等
（亡くなられた方と相続人代表者の関係が分かるもの）
- ☐ 本人確認書類

C 戦没者特別弔慰金・特別給付金の受給者変更

戦没者の遺族等に対する特別弔慰金、特別給付金の受給権
を有する方が亡くなられた場合に、他の遺族が受給するための手
続きです。

 手続きできる人

相続人



手続きの期限

請求期間内



お持ちいただくもの

※ 亡くなられた方の手続き状況や世帯の状況により、手続き窓
口や必要となる書類が異なります。
詳しくはお問い合わせください。



手続き窓口

各区役所・宮城総合支所……………管理課
秋保総合支所……………保健福祉課
※ 国債をお持ちの場合は郵便局での手続
きとなります。詳しくは37ページをご覧ください。

※ ★マークの手続きは、事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用された場合に、原則
手続き窓口へ行くことなく、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了する手続きです。

生活衛生

理美容

飲食店営業

クリーニング業

その他

A 生活衛生関係営業（飲食店・理美容所等）の手続き

次の生活衛生関係営業を営んでいた方が亡くなられた場合は、 廃業の手続きまたは承継の手続きが必要です。 ・飲食店営業等（食品衛生法の営業） ・理美容所 ・クリーニング業 ・公衆浴場業 ・興行場 ・旅館業 等	 <u>手続きできる人</u> 相続人
	 <u>手続きの期限</u> すみやかに
	 <u>手続き窓口</u> 各区役所……………衛生課
 <u>お持ちいただくもの</u> ☐ 廃業届 ☐ 承継届 ※ 営業の種類により、手続き方法や提出書類、手続きの期限などが異なります。詳しくはお問い合わせください。	

ハンドブックについて

区役所総合支所での手続き一覧（チェックリスト）

【その他】区役所総合支所での手続き

区役所総合支所以外での主な手続き

法定相続情報証明制度について

不動産を相続された方へ

委任状に関するご案内

よくあるご質問

お問い合わせ先

主な相談窓口一覧